

首都圏中央連絡自動車道 つくばスマートIC工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	図面 橋梁下部工 (5/36)島名第二橋(内回り)A1橋台構造一般図(その2) (7/36)島名第二橋(内回り)A2橋台構造一般図(その2) (36/36)島名第二橋(内回り)施工ステップ図(参考図)	「構造物掘削 特殊部A」のA1、A2土留め工(鋼矢板圧入)施工に際して、既設橋台ウイング上の壁高欄が鋼矢板圧入機械に支障します。 橋台構造一般図では既設橋台ウイング上の壁高欄をはつり撤去する記載がありますが、施工ステップ図に橋台施工のどの段階で当該壁高欄をはつり撤去するのか明記されていません。鋼矢板圧入を施工する条件で「構造物掘削 特殊部A」の単価に変動が生じる考えられますのでご教授願います。	契約参考図書27,29/29に示すとおり、仮設ガードレールを設置後、壁高欄を撤去するものとお考えください。 よって、鋼矢板圧入の際に壁高欄は支障となりません。